

令和6年度 四国中央市放課後児童クラブのご案内

1. 放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館や学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。

2. 放課後児童クラブのしくみ

(1) 対象となる児童（次の項目にいずれも該当する必要があります）

○市内に住所がある小学1年生～6年生（対象校在学児童に限る）

○保護者がともに仕事をしている等の理由で家庭にいないこと

※各クラブには定員があり、低学年等保育の必要性が高いと判断された児童を優先して受け入れるため、定員を超える申し込みがあった場合は入会を保留することがあります。

(2) 開設期間・日時等

○期 間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 の1年間

○日時及び時間

通常期間の月曜日から金曜日	下校時間～18:00
春・夏・冬休み期間の月曜日から金曜日	8:00～18:00
土曜日※	8:00～18:00
学校行事の繰替休日	8:00～18:00

※土曜日については、川之江、みしま、土居の3クラブで開設しております。

保護者の勤務事情により、3箇所のうちいずれのクラブでも利用可能ですが保護者の送迎が必要です。

○お休み

◆日曜日・祝祭日・年末年始

◆警報が発令される等の理由により、学校が休校となった場合

◆登校後に警報等の発令により途中下校となった場合

◆長期休業中及び土曜日は、午前7時時点で台風等の影響により暴風・大雨・洪水警報の3つすべての警報もしくは特別警報が発令された場合

◆新型コロナウイルス等の感染状況により、開設出来ない場合

(3) 指導体制

各クラブの実態に合わせた人員を配置します。

(4) 利用について

○令和5年度より利用しない月が発生した場合でも、その月の休会はできなくなりました。
よって、実際に児童クラブを利用しなかった場合でも、毎月の保護者負担金は引き落とされます。

(例) 年間通じて利用予定だったが、5月の利用がなくなった場合

令和5年度から ⇒ ①4月末までに退会届を提出し6月からの利用申請を再度行うか、
(定員等の関係で、再度申請されても確実に承認されるとは限りません)
②5月は利用しないが手続きはせず、5月分の負担金は引き落とされ、
6月は引き続き利用できるのいずれかの方法になります。

ただし、平日と長期休業期間の両方を申請していて、年度途中で平日または長期利用の必要がなくなった場合は、平日または長期のみの退会ができます。

※年度途中の**利用変更はできません**が、勤務先の変更等により利用希望内容が変更される場合は除きます。

○土曜児童クラブについては利用内容の変更ができます。

(例) 4月は土曜日勤務がないので休会したい。

⇒入会承認後、3月末までに『土曜児童クラブ利用変更届』を児童クラブに提出すれば、保護者負担金の引き落としを停止できる。

※利用希望内容について事前にご家族で話し合いをしていただき、必要な期間の申請をしてください。

(5) 費用

保護者負担金	8月以外	月額	5,000円
	8月	月額	10,000円
	土曜日利用	月額	1,000円
クラブ自主運営費	毎月	月額	1,000円
	土曜日利用	1回につき	100円
保険代		年間	800円

- ・土曜日の利用を希望する場合、通常の負担金に土曜日利用分が加算されます。また、土曜日のみの利用を希望する場合、土曜日利用分の保護者負担金が必要です。
- ・クラブ自主運営費については各クラブで管理を行い、活動費やおやつ代等に充てます。また、行事に応じて別途参加費等をいただくことがあります。
- ・保護者負担金については、口座引落とし（毎月末）となっております。
- ・負担金等については月単位で徴収をいたしますので、月途中の退会の場合、原則として費用は返還いたしません。

※過年度の放課後児童クラブ保護者負担金に兄弟姉妹の利用分も含めて未納・滞納がある場合は、お支払い完了が確認できない限り、承認いたしませんのでご了承ください。

○減 免

生活保護世帯やひとり親家庭の市民税非課税世帯は、減免により保護者負担金が1ヵ月1,000円（8月は2,000円）となります。減免の申請をされる場合は入会申請書提出の際に申し出てください。

○保 険

クラブの活動中の万一の事故に備えて、児童のみなさんに「スポーツ安全保険」に加入していただきます。ケガなどで治療を受けた場合、保険の範囲内で補償が受けられます。保険料は入会時ご負担願います。

※途中で退会された場合でも、返還いたしません。

3. 入会申請方法

(1) 入会申請書等の交付

下記の窓口で受け取るか、市公式ホームページからダウンロードしてください。

【交付場所】

本庁こども家庭課（28-6027）・各地域（川之江・土居・新宮）福祉窓口
みしま児童センター（28-6072）
各児童クラブ

【市公式ホームページ】



(2) 入会申請書等の提出

入会を希望する児童の保護者は、必要書類を下記まで提出してください。

受付期間：令和5年11月7日（火）～11月20日（月）※期間厳守

受付場所：みしま児童センター

受付時間：8：30～18：00 ※日曜日は休館日のため受付していません。

※ R 5 年度から継続で利用されている児童と、R 5 年度に利用されているきょうだいがいる新 1 年生については、在籍児童クラブでも受け付けます。

※11月15日（水）～17日（金）9：00～17：00については、川之江ふれあい交流センターと土居福祉窓口においても受け付けます。

※受付時に必要な聞き取りをさせていただきますので、申請児童の詳しい様子がわかる方がご持参下さい。（児童の同伴は不要です）

【提出書類】

- ① 放課後児童クラブ入会申請書(様式第1号)
- ② 勤務証明書(様式第2号)又は就労証明書（保育園提出用の写し可）
自営業・農林漁業等申告書(様式第3号)又は
病気・介護(看護)・出産・就学・求職申立書(様式第4号)
- ③ 児童クラブ入会に係る重要事項確認書兼同意書
- ④ 緊急連絡票

※②の様式2～4号については、保護者一人につき該当する様式を1枚提出する必要があります。また、期間内に提出できない場合はご相談ください

※令和5年度に入会されている児童についても、新たに申請が必要になります。

※長期休業期間（夏・冬・春休み）だけの利用を希望される方も必ず今回の受付期間内に申請してください。

（3）入会審査及び通知

入会申請をされた保護者の家庭状況等を審査のうえ、入会決定の通知を行います。

通知は2月下旬から3月上旬を予定しております。

申込の人数により、調整が必要となる場合があります。ご希望に添えない場合もありますので入会申込期間内には、必ず申込書類をご提出ください。

4. 退 会

都合により児童クラブを退会する時は、児童センターまたは各児童クラブに『放課後児童クラブ退会届』がありますので、必要な時にお申し出ください。

退会届が提出されていない場合、保護者負担金が必要となりますのでご注意ください

5. その他注意事項

◆児童クラブの開設日であっても、仕事が休みの日には利用できません。

◆送迎の時間は厳守してください。

◆当初の申請内容から変更があった場合は速やかに申し出たうえ、必要な書類を提出してください。

6. 書類の提出先・お問合せ先

川之江・新宮地域（10箇所）

クラブ名	場 所	受入校区
川之江小第1児童クラブ	川之江小学校内	川之江小学校区
川之江小第2児童クラブ		
川之江小第3児童クラブ		
金生第一小児童クラブ	金生第一小学校内	金生第一小学校区
金生第二小児童クラブ	金生第二小学校内	金生第二小学校区
妻鳥小第1児童クラブ	妻鳥小学校内	妻鳥小学校区
妻鳥小第2児童クラブ		
上分小児童クラブ	上分小学校内	上分小学校区
南・川滝小児童クラブ	南小学校内	南小学校・川滝小学校区
新宮児童クラブ	新宮小中学校内	新宮小学校区

※川滝小児童クラブについては、下校後タクシー（指導員添乗）で移動します。
お迎えは南小学校内のクラブまでお願いします。

三島・土居地域（14箇所）

クラブ名	場 所	受入校区
松柏小第1児童クラブ	松柏小学校内	松柏小学校区
松柏小第2児童クラブ	松柏小学校西側敷地	
松柏小第3児童クラブ	(旧JA松柏支店跡地)	
みしま児童センター児童クラブ	みしま児童センター内	三島小学校区
中曽根小第1児童クラブ	中曽根小学校西側敷地	中曽根小学校区
中曽根小第2児童クラブ		
中之庄小第1児童クラブ	中之庄小学校内	中之庄小学校区
寒川小児童クラブ	寒川小学校内	寒川小学校区
豊岡小児童クラブ	豊岡小学校内	豊岡小学校区
長津小児童クラブ	長津小学校内	長津小学校区
土居小児童クラブ	土居保育園南側敷地	土居小学校区
北小児童クラブ	北小学校内	北小学校区
小富士小児童クラブ	小富士小学校内	小富士小学校区
関川小児童クラブ	関川公民館内	関川小学校区

土曜児童クラブ（3箇所）

クラブ名	場 所	受入校区
川之江土曜児童クラブ	川之江小学校内	市内全校区
みしま土曜児童クラブ	みしま児童センター内	
土居土曜児童クラブ	土居保育園南側敷地	

★みしま児童センター

四国中央市三島中央2丁目1番18号

TEL : 28 - 6072

